

No. 340

RENGO FUKUOKA

2018年12月14日発行

発 行:日本労働組合総連合会福岡県連合会 発行人:矢田信浩 編集人:上野茂伸 〒812-0025 福岡市博多区店屋町6番5号小松ビル TEL.092-283-5529 FAX.092-283-5611

連合福岡のホームページ http://www.rengo-fukuoka.jp/ 連合福岡のメールアドレス info@fukuoka.jtuc-rengo.jp

2019 春 李 生 活 閩 争 方 針 決定!

~今こそブレイクスルー!すべての労働者の処遇改善と働き方の見直し!~

連合は、2018年11月30日の第79回中央委員会において「2019春季生活闘争方針」を決定しました。2019春季生活闘争は、賃上げの継続による「底上げ・底支え」「格差是正」と「すべての労働者の立場にたった働き方」の実現を同時に推し進めるとともに、働き方も含めた「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」に取り組み、「人的投資の促進」「ディーセント・ワークの実現」「包摂的な社会の構築」「経済の自律的成長」をめざす闘争です。



「経済の自律的成長」と「社会の持続性」を実現するためには、継続した所得の向上と将来不安の 払拭による消費の拡大に加えて、労働組合の有無にかかわらず、一人ひとりの働きの価値が重視され、 その価値に見合った処遇が担保される社会を実現していく必要があります。

2019闘争はその足がかりを築いていく年と位置づけ、月例賃金の引き上げにこだわり、賃上げの流れを継続・定着させます。とりわけ、いまだ届いていない中小組合や非正規労働者の賃金の「底上げ・底支え」「格差是正」の取り組みの実効性を高めるためにも、働きの価値に見合った賃金の絶対額にこだわり、名目賃金の到達目標の実現と最低到達水準の確保、すなわち「賃金水準の追求」に取り組んでいきます。加えて、企業内最低賃金協定の締結拡大や水準の引き上げ、適用労働者の拡大によって、法定最低賃金の改善に波及させ、「誰もが時給1,000円」の実現をはかることが重要です。その上で、賃上げ要求については、社会全体に賃上げを促す観点とそれぞれの産業全体の「底上げ・底支え」「格差是正」に寄与する取り組みを強化する観点を踏まえ、2%程度を基準とし、定期昇給相当分(賃金カーブ維持相当分)を含め4%程度とします。

2ページにつづく



今年の夏頃から"平成最後の ○○"という言葉をよく耳にす るようになり、世の中はいろい ろな工夫を凝らしながら、新し

い時代を迎えようとしている。そんな平成最後の12月に、元気で、何でも知っていて、とても頼りになる職場の大先輩がひとつの区切りを迎えられる。リタイアという言葉が全く似合わない、ここにとってはムードメー

カー的な大切な存在だ。新しい時代になる=何かいいことがあるかな?とちょっとワクワクしてしまう単純な私だが、新しい時代に新しい人生を迎える大先輩にはどんなワクワクが待っているのか。いつまでも元気で過ごして欲しいと願っています。皆さんも、もうすぐやって来る新しい時代にワクワクしながら、"平成最後のお正月"を迎えられてはいかがでしょうか?

あわせて、正規労働者・非正規労働者を問わず、長時間労働を是正し、個々人の状況やニーズにあった多様な働き方を選択できる仕組みを整えると同時に、それぞれの働きと能力の高まりによって生み出された労働の質的向上分にふさわしい処遇の確保が必要です。

さらに、それぞれの段階で生み出される付加価値は、健全で安全で働きがいのある職場が基盤にあってこそ生み出されるものです。したがって、2019春季生活闘争においても、働き方も含めた「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」に取り組み、取引の適正化と健全で安全で働きがいのある職場の実現が同時に推し進められるよう、連合全体で取り組むとともに、社会に向けても発信し、社会全体の生産性向上を促していきます。

連合福岡としては、この連合の 闘争方針を踏まえ、12月26日に 開催予定の第1回闘争委員会で 『連合福岡2019春季生活闘争方 針(案)』を提起し、2019年1月 30日に開催予定の第17回執行委 員会で決定していくこととします。

【回答ゾーン】

第1回先行組合回答ゾーン 3月11日(月)~15日(金)

※最大のヤマ場 3月13日(水)

第2回先行組合回答ゾーン 3月18日(月)~22日(金)

3月月内決着集中回答ゾーン 3月23日(土)~31日(日)

中小・地場労組活性化学習会開催!

連合福岡は、2018年12月1日(土)~2日(日)、ホテル夢家にて、「中小企業の活性化と働く者の処遇改善」「連合春闘方針等の理解」「役員相互の情報交換」等を目的に、中小・地場労組を対象に、「中小地場労組活性化学習会」を開催しました。

学習会一日目は、日本レーザー近藤会長(元日本電子労働組合執行委員長)より、「労使関係と労組リーダーの課題〜活力ある組織と労働運動発展のために〜」というテーマを基に、労働組合活動の実践とリーダーの心構えや人を大切にした良い企業への労使の挑戦等について説明と激励を頂きました。その後、連合福岡山口局長より、2019春季生活闘争の意義と目的、さらに具体的要求内容について説明を行ないました。学習会後は、二日間にわたり、「広くお互いの組合活動を紹介しあうことで、未来(あす)の組合活動の原動力にしよう!」を目的に、

共通テーマと5つのグループテーマで活発なディスカッションを行いました。

全体をとおし参加者からは、 「職種を越えて各労組の実態を聴くことで、自分の労組で取り組むべき方向性が見えてきた。」等の 好意見が多く出されました。

【グループディスカッション内容】

共通テーマ:長時間労働是正の取り組みについて Aグループ:生活改善のための労使交渉について

Bグループ:組織活性化について

Cグループ: 非正規労働者の処遇改善について Dグループ: 労働組合役員の人材育成について

Eグループ: 男女平等参画について



日本レーザー 近藤会長



熱心に聴き入る参加者の皆様



グループディスカッションの様子



Action 183 Francis Leile 1

● "Action!36" とは?

会社が残業を命じるためには「36協定の締結」が不可欠です。でも、そのことを知っている人は5割半ば。また勤め先が「36協定を締結している」のは、なんと4割半ばとの回答でした(連合2017年インターネット調査/有効回答数1000人)。この調査から、働く人たちがそもそも36協定を知らないこと、また36協定を結ばずに残業させている企業が多いという実態が浮き彫りになりました。

長時間労働を是正して、すべての職場で『より良い働き方』を実現していくためには、まずは何はともあれ「36協定の適切な締結」が絶対に必要です。

そんな思いを込めて"Action!36"をスタートさせました。労働組合のないところも含めて、社会全体で大きなムーブメントを起こしていきます!

●ロゴマークに込めた思いは?

快活な印象となるよう円形にスポーティな文字配置に仕上げました。イメージカラーは、親しみやすく、 活発的なイメージのオレンジです。みなさんもぜひ愛着をわかせてください!

● [36の日] 記念日とは?

36協定を浸透させていくために3月6日を「36(サブロク)の日」として一般社団法人日本記念日協会に登録申請を行い、11月30日、正式に認定されました。テレビやラジオで「今日は何の日?36の日!」と報道されるかも!

●これって、連合だけの取り組み?

いいえ、使用者団体等の関係団体と連携します。確実で適正な36協定の締結には、すべての職場における 集団的労使関係を構築することと労使協議が必須です。長時間労働を是正するためには、これまでの商慣行 を見直して、取引の適正化をはかることも重要! なので、連合のみならず、行政、経済団体、産業・労働関 係事業団体、職能団体、国際機関等と連携して、「36(サブロク)の日」記念日への協賛や、長時間労働の是 正に向けた共同宣言の締結などをめざします。

お互いに理解を深め、男女平等を

11月2日(金) ABCクッキングスタジオにおいて、「ユースターキッチン」を開催しました。青年委員会では、男女平等参画の推進を年間活動方針のひとつに掲げ、取り組みを進めています。当日は参加者全員が各班に分かれ「ふわとろオムライスきのこたっぷりデミソース」「オニオンスープ」「フレッシュサラダ」に挑戦。その後、青年委員会の役員・幹事が進行役になり、食事をしながら男女平等について考えました。最初に皆さんが一緒に調理をしたことでお互いが打ち解け合い、質問も活発にし合うなど、充実した意見交換ができました。

「会社の制度は充実しているが、制度を使うのは大変そう」「女性はキャリアに影響している人が多い」などの意見が出され、パートナーや職場の理解がまだまだ進んでいないと感じる部分もありましたが、男性の中には「主夫になってもいい」と個々では柔軟な考えを持つ参加者もいました。

青年委員会では、男女が参加できる行事を幅広く企画し、これからも男女平等社会実現に向けた活動を継続 していきます。





2018年12月8日

入管難民法改正法案の可決・成立に対する相原事務局長談話

1. 国会において十分な審議は尽くされず

12月8日未明、参議院本会議において、入管難民法改正法案が可決、成立した。法案は、人手不足の分野において、「一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材」を受け入れるための、新たな在留資格「特定技能」の創設を主な内容とする。日本社会のあり方や雇用・労働条件に大きな影響を及ぼす政策の転換であるにもかかわらず、2019年4月施行にこだわり、国会においても十分な議論が尽くされないまま、法案が可決・成立に至ったことは誠に遺憾である。

2. 劣悪な労働環境におかれる懸念は払拭されていない

法案の国会審議では、技能実習生について、最低賃金を下回る低賃金や過労死ラインを上回る長時間労働など、多数の失踪 事案の状況も含め劣悪な労働環境におかれている実態の一端が明らかになった。「特定技能」は、技能実習制度に類似した仕 組みである。転職が可能とはいえ、職探しや新たな住居探しに際しての困難さから、職を移ることは容易ではなく、劣悪な環 境に留め置かれることが懸念される。また、新たに設置される出入国在留管理庁が、労働関係法令違反について適切に指導し、 多様な意見や価値観を調整して共生社会を実現できるのか、甚だ疑問である。

3. 労働者保護の実効性を担保できる制度を構築すべき

今後、「基本方針」、「分野別運用方針」および省令において、人手不足の判断基準や受入れ分野、技能レベル等の詳細が 定められる。制度検討に際しては、国内人材確保の取り組みを十分に行った上での受入れなのか、開かれた場で国民の理解を 得ながら検討すべきである。加えて、日本人との同等報酬の確保や悪質なブローカーの排除、労働関係法令を遵守しない受入 れ機関に対する厳正な処分など、実効性を担保するための制度構築、都道府県労働局など関係機関との連携強化など、参議院 法務委員会附帯決議で示された内容も十分に踏まえた検討を行うべきである。

4. 日本で働くすべての労働者の権利保護に向けて取り組む

連合は、政府に対する要請をはじめ、シンポジウムの開催やアンケート調査の実施など、世論喚起の取り組みを行ってきた。 国籍を問わず、日本で働くすべての労働者は労働者としての権利が保護されなければならない。同時に、外国人労働者は、地域社会でくらす生活者でもある。日本語教育、公共サービス、多文化理解などの共生施策を、十分な予算を確保して国が責任を持って実施すべきである。連合は、外国人労働者からの相談支援、組織化に取り組むとともに、日本で働くすべての労働者が安心して働き、くらせる環境の実現に向け、構成組織、地方連合会一体となり、取り組んでいく。

以上

SCHEDULE これからの主な日程

12月14日 ▶ 第1回公契約運動推進連絡会議

18日 ▶ 第6回中小労働運動委員会

" ▶ 2019年度 役員推薦委員会「第1回小委員会」

20日 ▶ 「国民民主党・県政クラブ県議団」との懇親会

" ▷ 交通・運輸部門連絡会「2019春季生活闘争討論集会」

21日 ▶ 第13回政治センター委員会

″ ▶ 第14回四役会議

26日 ▶ 第16回執行委員会

28日 ▶ 仕事納め

2019年

1月 7日 ▶ 仕事始め

" ▶ 2019年連合福岡・福岡県労福協共催「新年賀詞交歓会」

9日▶第5回政策委員会

18日 ▷ 政策委員会 第5回環境・安全委員会



個心でも法律相談

※申し込み、問い合わせは、最寄りの地域協議会・ 労福協(地域労福協)に電話で予約して下さい。 10 時~17 時(土日祝日を除く)

I	リ	ア	12月	2019年1月	I	リ	ア	12月	2019年1月
福		124	11日(火)	8日(火)	浩	乫	111	21日(金)	25口(仝)
TE		ĮΨIJ	25日(火)	22日(火)	爅	貝	711	21口(亚)	27口(亚)
筑紫•朝倉			4日(火)	8日(火)	北	九	州	19日(水)	16日(水)
北	筑	後	18日(火)	22日(火)	京築	Į •	田川	5日(水)	9日(水)
南	筑	後	12日(水)	9日(水)	※開催済みの日程も掲載しております				



大災、自然災害、強刑(5℃7年%)(株様) 全労済の住まいる共済 火災刑係・自然保事刑(5

及成別の「自然を要求の 国式告募組付金付火災共済、自然災害共**る・**国人賠償責任共済

火災はもちろん、台風・地震など 自然災害にも備えられる 「住まいと家財の保障」。

> 全労済は、営利を目的としない保障の 生協として共済事業を営み、組合員の 省されの安心とゆとりまる著名しをめざし ています。出資金をお支払いいただい て組合員になれば、各種共済をご利用 いただけます。

全労済福岡推進本部

(福岡県労働者共済生活協同組合)
http://www.zenrosai.coop/



保険のことなら **全労済**